

認定農業者
認定新規就農者
法人・団体

を除く農業者

少額農機具等の購入 補助します

市では、小規模経営の農業者や兼業農家などの皆様に対して、農機具等の価格上昇対策として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、農機具等の購入や更新に対し、支援します。

補助金額：10万円

◆対象農機具等の例

草刈機・動噴機・耕運機・溝切機・催芽機
スマート農業機器・経理経営ソフトウェア
パイプハウスなど機械器具、施設設備類

(詳細の内容や手続きは次ページへ)

補助金の概要

名称：大館市小規模農業者物価高騰対応支援事業費補助金

対象者：次のすべてを満たすかた

①農産物を販売している農業者

②地域計画に位置付けられている農業者（見込み）

※認定農業者・認定新規就農者、法人団体は対象外

補助金：上限10万円

消費税を除いた対象経費の3分の2

対象：①農産物の生産に要する農機具等

②スマート農業技術カタログ掲載の農機具等

③農産物の加工に要する農機具等

④ソフトウェア、農機具等の借上・使用経費

※農機具等…農業生産、加工に要する機械器具、
施設設備をいいます。

※中古品は対象外

申請の手続き

(1)希望する農機具等の見積書または金額がわかるもの、カタログを用意して市役所農政課へ来庁ください。



(2)事業承認申請書（様式第1号）に必要事項を記入します。

【期限：2月20日】

(3)市から事業承認通知書（様式第2号）を送付します。



(4)農機具等を購入してください。



(5)購入した農機具等の写真、代金を支払った領収書、印鑑を用意して市役所農政課へ来庁してください。



(6)補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）に必要事項を記載して手続き完了です。1月以内に補助金を交付します。